

京都市介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年3月29日京都市条例第55号)  
(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)

本市介護保険事業について、必要な措置を講じるため、次のとおり定めることとしました。

1 保険料率の改定

- (1) 平成30年度から平成32年度までの介護保険事業に係る財政の均衡を確保するため、次のとおり各年度における保険料率を定めます。

(参考)平成27年度から平成29年度までの保険料率(改正前)	平成30年度から平成32年度までの保険料率(改正後)
36,480円から171,456円までの範囲内において11段階に区分	39,600円から186,120円までの範囲内において11段階に区分

- (2) (1)にかかわらず、(1)の保険料率の区分が第1段階(改正案 39,600円)の者の平成30年度の保険料率は、35,640円とします。

2 所得指標の見直し

第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとします。

3 過料の範囲の変更

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)(以下「改正法」という。)の施行により介護保険法の一部が改正され、同法第214条第3項に規定する過料を科すことができる者の範囲が拡大されたことに伴い、拡大された部分に係る者についても過料を科すこととします。

4 介護医療院の開設許可申請等に係る手数料の徴収

改正法の施行により介護保険法の一部が改正され、介護保険施設として介護医療院が創設されたことに伴い、その開設及び変更の許可の申請に対する審査について、次のとおり、手数料を徴収することとします。

区 分	手数料(1件につき) 円
介護医療院の開設の許可	63,000
介護医療院の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	33,000

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。ただし、第19条の

改正規定は、この条令の公布の日から施行することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第55号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「36,480円」を「39,600円」に改め、同項第2号中「49,612円」を「53,856円」に改め、同項第3号中「54,720円」を「59,400円」に改め、同項第4号中「65,664円」を「71,280円」に改め、同項第5号中「72,960円」を「79,200円」に改め、同項第6号中「80,256円」を「87,120円」に改め、同号ア中「合計所得金額（を削り、「をいう」を「(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする）」に改め、同項第7号中「98,496円」を「106,920円」に改め、同項第8号中「116,736円」を「126,720円」に改め、同項第9号中「134,976円」を「146,520円」に改め、同項第10号中「153,216円」を「166,320円」に改め、同項第11号中「171,456円」を「186,120円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度」に、「32,832円」を「35,640円」に改める。

第19条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

別表区分の欄中「第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設」の右に「又は法第107条第1項の規定に基づく介護医療院」を、「第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設」の右に「又は法第107条第2項の規定に基づく介護医療院」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この条例の施行の日から平成30年5月31日までの間に保険料の賦課期日が到来する者について、法第140条第1項若しくは第2項又は改正後の条例第8条第1項の規定により徴収する保険料に係る保険料率の区分（改正後の条例第4条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分をいう。）は、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）による改正後の介護保険法施行令第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額及び改正後の条例第4条第1項第6号アに規定する合計所得金額に代えて、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を用いて判定する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)